

新県立体育館整備・運営事業

入札参加資格に関する質問の回答

- 新県立体育館整備・運営事業の入札参加資格に関する質問の回答を次のとおり公表します。
- 質問の内容は原文のまま掲載していますが、該当箇所の表示については、一覧表として整理する都合上、修正している場合があります。

令和6年8月6日

秋田県

1. 入札説明書について

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			
1	入札説明書	4	2	8				事業期間内の監理技術者配置について	本体工事着手前・本体工事・解体工事後の駐車場及び公園整備工事各フェーズの監理技術者について、それぞれ別の監理技術者を配置することは可能でしょうか。 また、既存解体工事期間中の工事がない期間は監理技術者を配置しないでも良いという理解でよろしいでしょうか。	前段については、お示しの各フェーズ毎に、必要な資格を有する技術者を配置することで支障がないものと考えられます。後段については、PFI事業として行う工事を全面的に一時中止している場合など、工事現場が不稼働であることが明確な期間であれば、技術者の専任は要しないと考えられます。いずれにしても、監理技術者の配置については、建設業法の規定を遵守し、適切に対応してください。
2	入札説明書	6	2	9	(2)	2)		建設業務 (器具備品設置業務)	要求水準書P46に器具備品設置業務は、建設業務とする業務区分となっております。備品によっては運営企業が設置をする場合も考えられますが、その場合には運営企業は建設企業としての参加資格申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	器具備品設置業務は建設業務として行うこととしていることから、当該運営企業がSPCから直接請け負って当該業務を行う場合には、建設企業としての資格要件を満たす必要があります。なお、建設企業から運営企業へ設置業務の全部又は一部を請け負わせることは差し支えありません。
3	入札説明書	8	3	2				事業者の募集及び選定のスケジュール	参加資格申請についての質問回答公表が8月6日となっておりますが、多くの民間企業が8月10日以降長期休暇となるため、回答内容に応じた資格申請書類の修正期間が短いと思われる。少しでも回答時期を前倒ししていただけませんか。	現時点で、事業者の募集及び選定のスケジュールに変更はありません。
4	入札説明書	9	3	3	(1)	5)		応募グループの構成	映像・音響・照明等設備の要求水準を満たすことのできる業者は国内でも限られており、複数の応募グループにおいて施工依頼を受ける可能性があります。その場合当該業者は、構成員および協力会社としての参加表明は禁止されると理解しておりますが、如何でしょうか。 加えてこの場合において、要求水準書の第三者への委託の取扱いにおいての「(c) やむを得ないものとして県が承認する場合」に当該業者が該当するとし参加表明資格が必要でない者と理解してよろしいでしょうか。	前段について、御質問にある参加表明の禁止に関する制限はありません。 後段について、第三者への委託の取扱いに関しやむを得ないものとして県が承認するかどうかは、事業契約締結後の個別事例に係る判断となるため、お答えできません。
5	入札説明書	9	3	3	(1)	5)		子会社等の取り扱いについて	子会社及び親会社に限定した制限と理解してよろしいでしょうか。(全ての子会社及び親会社、グループ企業の動向を確認することは提案の秘匿性を保つうえで現実的ではなく、考慮いただけずと幸いです。)	御理解のとおりです。
6	入札説明書	9	3	3	(1)	2)		協力企業	SPCからではなく、構成員から委託を受ける場合は協力企業に該当しないという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	入札説明書	9	3	3	(2)			構成員等の資格要件 (共通事項)	弊社は建設一式工事に係る許可・経営事項審査を受けおらず、弊社で有する建設業許可の範囲で、SPCから建設業務の一部を受託する想定です。その際、参加資格要件としては、「共通事項」を満たしておればよく、「建設企業」としての業務別資格要件は、該当しないと理解してよろしいでしょうか。(応募グループに建設企業を満たす者が1社以上いる場合)	建設業務についてSPCから直接請け負う場合には建設企業として第3 3. (3)2)の要件を満たすことを求めており、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けておらず、建築一式工事に係る経営事項審査を受けていない場合は、構成員又は協力企業となることはできません。

1. 入札説明書について

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			
8	入札説明書	9	3	3	(2)	3)		構成員等の資格要件	「県が行う指名競争入札に関する指名停止の措置その他の県が行う競争入札に参加するために必要な資格の効力の停止の措置を受けているものでないこと。」という要件は落札者が決定する日までを対象とし、落札者決定以降は資格要件から外していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
9	入札説明書	9	3	3	(2)			構成員等の資格要件（共通事項）	設計企業、建設企業、工事管理企業、維持管理企業、運営企業に該当しない構成員または協力企業は、様式2-5の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、「構成員等の資格要件（共通事項）」を満たしていることを確認のうえ、様式2-10に必要な書類を添付して提出してください。なお、質問中「工事管理企業」とあるのは、「工事監理企業」と読み替えて回答しています。
10	入札説明書	9	3	3	(2)			構成員等の資格要件（共通事項）	設計企業、建設企業、工事管理企業、維持管理企業、運営企業に該当しない構成員または協力企業は、様式2-2「構成員・協力企業一覧及び役割分担表」の応募グループ内での役割「その他」で参加資格を表明すると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、質問中「工事管理企業」とあるのは、「工事監理企業」と読み替えて回答しています。
11	入札説明書	10	3	3	(3)			構成員及び協力企業の資格要件（業務別）	入札説明書に記載されている業務以外に、例えばSPC管理、自主事業のみを請け負う企業はどのような位置づけになりますでしょうか。可能であれば「その他業務」として認めていただけますでしょうか。	代表企業、構成員又は協力企業として、グループの組成上必須としている設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業以外の企業が参加することは妨げません。この場合は、様式2-2にて「応募グループ内での役割」を「その他」とし、具体的に記載してください。
12	入札説明書	10	3	3	(3)			構成員及び協力企業の資格要件（業務別）	構成員または協力企業として参画予定である設計、建設、工事監理、維持管理、運営以外を担う企業は、構成員等の資格要件（共通事項）の要件を満たしていれば、構成員及び協力企業の資格要件（業務別）の要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	入札説明書	10	3	3	(3)			構成員及び協力企業の資格要件	例えば設計と工事監理等、一つの会社が複数業務を兼務する場合で、添付する書類が同じ場合には、1部添付することとし、その旨わかるように記載をしておけば宜しいでしょうか。	1社が複数業務を兼務する場合には、様式2-10の「担当業務」欄に複数の業務を記載した上で、添付書類を添付してください。共通する資料については、1部のみ提出してください。
14	入札説明書	10	3	3	(3)	1)	①②	設計企業の資格要件	設計業務、工事監理業務の実績について、「元請実績」が求められていますが、設計共同企業体としての元請け実績についても、代表企業であれば実績に含めるものとみなしてよろしいでしょうか。	共同企業体としての元請実績についても、業務の実績として認めます。この場合は、設計共同体協定書等の提出により共同企業体の構成員であること及び担当業務を明らかにしてください。なお、出資比率は問いません。

1. 入札説明書について

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			
15	入札説明書	10	3	3	(3)	1)	②	設計企業の資格要件	遊戯施設（都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 5 条第 3 項第 1 号に掲げる遊戯施設）につきまして、遊戯施設があることの証明は、図面あるいは竣工写真にて確認していただくものとしてよろしいでしょうか。	実績を証する書類は、①業務委託契約書、②仕様書・図面等の設計内容が確認できるもの、③業務完了通知書や検査結果通知書等の業務完了年月日が確認できるもの写しをそれぞれ提出願います。このうち、②について竣工写真を提出する場合は、工事名が確認できるものとしてください。なお、実績が設計業務実績情報システム（テクリス）に登録されている場合は、各項目（備考欄含む）で入札参加資格要件を満たすことがもれなく確認できる場合に限り、登録内容確認書をこれらの写しに代えることができますものとします。
16	入札説明書	10	3	3	(3)	1)	②	設計企業の資格要件	遊戯施設を備えた緑地（新設又は改修に係るものに限る。）に係る実施設計の元請実績につきまして、緑地の判断基準は周辺外構に植栽（高木、低木）が植えられている状態を指すもので図面などより判断できるものとしてよろしいですか。	建物外構としての整備か否かは問いませんが、面的に整備され公園や広場の体をなしていることを求めます。
17	入札説明書	10	3	3	(3)	2)		構成員及び協力企業の資格要件（建設企業）	「建設業法(昭和24 年法律第100 号)第3 条第1 項の規定による建築工事業又は土木工事業に係る特定建設業の許可を受けており、かつ、次に掲げるこれらの建設業の種類に応じ、当該区分に定める要件を満たすこと。」と記載されておりますが、構成員は①建築工事業又は②土木工事業いずれか一方の要件を満たす事と考えて宜しいでしょうか。	必ずしも 1 者で①及び②の両方の要件を満たしている必要はありません。なお、本事業における建設業務は、主に建築一式工事（建築工事業）及び土木一式工事（土木工事業）からなるものと考えられ、建設業務に関わる代表企業、構成員及び協力企業の一又は複数の企業で、お示しの①及び②の要件を満たすことを要件としています。
18	入札説明書	10	3	3	(3)	2)		構成員及び協力企業の資格要件（建設企業）	② 土木工事業の実績について、「c) 提出期限日までの間に完成し、引き渡しが行われた緑地であって遊戯施設を備えたもの」とありますが、緑地であって遊戯施設を備えたものとは、外構に緑地と遊戯施設を備えたものと考えて宜しいでしょうか。	緑地及び遊戯施設に係る工事については、土木一式工事（土木工事業）として総合的な調整のもと、施工した実績としてください。建物外構としての整備か否かは問いませんが、面的に整備され公園や広場の体をなしていることを求めます。
19	入札説明書	11	3	3	(3)	2)		構成員の資格要件（監理技術者）	公園造成工事並びに丘掘削工事については、建築工事として建築の監理技術者を配置するという扱いでよろしいでしょうか。	緑地及び遊戯施設に係る工事については、土木一式工事（土木工事業）として総合的な調整のもと施工されるものとし、必要な技術者を配置して施工してください。ただし、土工事、掘削工事、根切り工事及び盛土工事等の施工に建屋工事との総合的な調整を要する場合は、建築一式工事（建築工事業）として総合的な調整のもと施工されるものとし、必要な資格を有する技術者の配置を認めますが、詳細は建設業法によります。

1. 入札説明書について

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①			
20	入札説明書	11	3	3	(3)	2)	②	建設企業（土木工事業）の実績	「引き渡しが行われた緑地であって遊戯施設を備えたもの」の「緑地」については、施設建築物敷地の外構部分を含んでいると考えてよろしいでしょうか。また、「緑地」とは、必ずしも都市公園でなくてもよいとの認識でしょうか。	緑地及び遊戯施設に係る工事については、土木一式工事（土木工事業）として総合的な調整のもと、施工した実績としてください。建物外構としての整備か否かは問いません。また、必ずしも都市公園でなくても構いません。
21	入札説明書	11	3	3	(3)	4), 5)		維持管理企業と運営企業の資格	業務要求水準書では「法令等により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする」との規定はありますが、維持管理業務、運営業務に必要な資格（許認可等含む。）の具体的な想定はあるでしょうか。	当該業務要求水準は、必要に応じ、事業者において適切に資格者を配置することを確認的に規定したものであり、県としての特段の想定はありません。
22	入札説明書	11	3	3	(3)	5)		運営企業の資格要件	運営業務に必要な資格に「（許認可等含む）」とありますが、例えばどの様な許認可が必要となる場合があるとお考えでしょうか。	当該要件は、必要に応じ、事業者において適切に資格（許認可等を含む。）を取得することを確認的に規定したものであり、県としての特段の想定はありません。
23	入札説明書	11	3	3	(3)	5)		運営企業の資格要件	「2,000席以上の観客席を備えた体育館」との要件がございますが、2つの空間（アリーナ）の間に可動壁があり、その可動壁を移動させて1つの空間として使用する場合に観客席が2,000席以上となる場合も、資格要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	御質問にある場合が、スポーツ大会その他興行が1つの空間で行えるよう予め考慮された設計となっている施設である場合は、当該資格要件を満たします。
24	入札説明書	12	3	3	(5)			確認基準日以降に入札参加資格要件を欠くに至った者がいる場合の取扱い	入札参加の確認基準日以降において、例えば、欠格以外のやむを得ぬ事情により参画を断念せざるを得なくなった場合、代表企業以外の構成員もしくは協力企業の変更は認められるでしょうか。	入札参加資格審査の公平を期すため、構成員又は協力企業の交代及び追加は認めません。なお、確認基準日以降に入札参加資格要件を欠くに至ったものがある場合の取り扱いについては、入札説明書記載のとおり取り扱います。
25	入札説明書	12	3	3	(5)	1)		確認基準日以降に入札参加資格要件を欠くに至った者がいる場合の取扱い	参加資格確認後から提案書提出までの期間において、構成員又は協力企業が資格要件を有しているながら、例えば個別業務収支が合わないなどの事情で応募グループから脱退する場合でも、貴県の承認を前提として、事業そのものに影響のない体制が組めれば、応募グループは存続できるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に定める入札参加資格要件を欠かない場合に限り認めます。
26	入札説明書	12	3	3	(5)			確認基準日以降の構成員等の変更・追加	(5) 1)に記載されている条件を満たせば、応募グループ内での構成員に関する変更及び追加は可能という理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格審査の公平を期すため、構成員又は協力企業の交代及び追加は認めません。なお、確認基準日以降に入札参加資格要件を欠くに至ったものがある場合の取り扱いについては、入札説明書記載のとおり取り扱います。
27	入札説明書	14	3	4	(4)			入札参加資格確認申請書の受付	提出する入札参加資格確認申請書（様式2-5～2-9）では、各業務ごとに様式が作成しているが、今後、コスト縮減や合理化などを目的として、維持管理業務の一部を運営企業が担うなど、役割分担の調整を図る場合があります。上記の理由から、例えば、運営業務で参加資格を有していれば、維持管理業務の申請書に現段階で記載していなくても、維持管理業務の一部を直接SPCから受託（資格等を必要としない業務に限る）できることにして頂きたい、お願い申し上げます。	グループの組成上必須としている設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業については、業務毎に実績要件を求めています。そのため、複数の業務を行おうとする場合は、入札参加資格確認申請において業務毎に必要な書類を全て提出してください。

2. 様式集について

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答	
			第	1	(1)			
1	様式集 記載要領	1	1	2		入札参加資格確認申請等に関する提出書類	各様式の添付書類のうち図面等については、A3サイズをA4サイズに折り込んで添付してもよろしいでしょうか。	三つ折りにしてA4サイズで提出してください。
2	様式集 記載要領	6	2	2		会社概要等	様式2-10と提出する会社概要は、会社パンフレット等の提出で問題無いでしょうか。 また、その場合、様式2-10入札参加資格確認申請書のどちらの書面に該当し、提出すれば宜しいのでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。
3	様式集 記載要領	6	2	2		貸借対照表及び損益計算書	各企業の決算書類についてはどのファイルに綴じればよいでしょうか。様式2-10⑩その他として綴じれば宜しいですか。	回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。
4	様式集 記載要領	6	2	2		提出方法	提出書面は、①様式2-1～2-9までを1ファイルに纏め、加えて、様式2-10を参加企業数分纏める理解で宜しいでしょうか（提出ファイル数は参加企業数+1となる想定でおります）。	御理解のとおりです。
5	様式集 記載要領	6	2	2		提出方法	参加表明書類についても、すべてのデータをDVD（3部）提出をするとの理解で良いでしょうか。その場合、貼付ラベル等の指定（記載内容、貼付場所等）はありますでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、盤面に本事業名「新県立体育館整備・運営事業」、ファイル名「入札参加資格確認申請等に関する提出書類」及び応募グループ名を表示してください。
6	様式集 記載要領	6	2	2		受領証等	参加表明を持参提出した場合には受領証等を交付いただけますでしょうか。	受領証の発行は行いません。なお、参加表明書の写しを1部持参された場合は、受付印を押印して返却します。
7	様式集 記載要領	6	2	2		入札参加確認申請等に関する提出書類	添付書類の会社概要はパンフレット等の提出で問題ないでしょうか。	御理解のとおりです。
8	様式集 記載要領	6	2	2		入札参加確認申請等に関する提出書類	「入札参加資格確認申請書類は、様式の番号順に並べたうえで一括して左綴じし、」とございますが、ファイル等に綴じこむとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、ファイル表紙に記載すべき事項についてご教示ください。	前段については、御理解のとおりです。後段については、表紙及び背表紙に本事業名「新県立体育館整備・運営事業」、ファイル名「入札参加資格確認申請等に関する提出書類」及び応募グループ名を表示してください。
9	様式集 記載要領	6	2	2		入札参加確認申請等に関する提出書類	貸借対照表及び損益計算書、並びに会社概要等については、様式2-10の⑩その他として添付するとの理解でよろしいでしょうか。	回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。
10	様式集	1	1	1	2	様式集	参加申請までの期間を考えると、同一書類に連名で構成企業全ての押印をする事は各社の手続き日程上困難と思われます。代表企業のみ押印でもよろしいでしょうか？	入札参加資格確認申請等に関する提出書類において、委任状を除き、同一書類に連名で押印していただく書類はありません。なお、代表企業、構成員及び協力企業の代表者の押印が必要な箇所にはそれぞれ「印」と記していますので、もれなく押印をお願いします。

2. 様式集について

No.	資料名	頁	該当箇所				質問内容	回答
			第	1	(1)	項目名		
11	様式集	1	1	1	2	様式集	同一書類に連名で構成企業全ての押印をする場合、お盆休みの時期でもあり参加申請までの期間も短いため、押印処理が難しいと思われます。代表企業のみで押印とするか、連名で押印する書類は各社毎に1枚ずつ押印することによろしいでしょうか。	入札参加資格確認申請等に関する提出書類において、委任状を除き、同一書類に連名で押印していただく書類はありません。なお、代表企業、構成員及び協力企業の代表者の押印が必要な箇所にはそれぞれ「印」と記していますので、もれなく押印をお願いします。
12	様式集	1	1	2		様式集	様式集について、7月26日に公開していただきましたが、参加申請までの期間の実働日数が極めて短いため、同一書類に連名で押印する書類については、構成企業毎に押印する形にて許容していただけますか。	入札参加資格確認申請等に関する提出書類において、委任状を除き、同一書類に連名で押印していただく書類はありません。なお、代表企業、構成員及び協力企業の代表者の押印が必要な箇所にはそれぞれ「印」と記していますので、もれなく押印をお願いします。
13	様式集	1				様式2-1他	「応募グループ名」には任意の名称を記入することとの理解でよろしいでしょうか。その際、代表企業、構成員、協力企業の名称を用いることは可能でしょうか。	応募グループ名は任意とし、代表企業、構成員、協力企業の名称を使用することは妨げません。
14	様式集	2				様式2-1 参加表明書	応募グループ名は「代表企業社名+グループ」等の任意で良いでしょうか。	様式集質問No.13の回答を御参照ください。
15	様式集	2				様式2-1 参加表明書	代表企業記名捺印欄は、以下いずれで対応すれば良いでしょうか。 ①登記上の本社住所、社名、代表社名+代表印 ②秋田県への業者登録者名（代表者から委任を受けて登録している者）+登録印 ③本事業用に登録した者の名義+印（様式2-10 添付書類の使用印での登録者）	①により対応してください。なお、本事業の手続に関する権限を支店長等へ委任する場合は、支店長等の名義となります。その場合においては、代表取締役から支店長等への委任状（様式任意）を提出してください。
16	様式集	2				様式2-1	応募グループ名については事業者が自由に設定してよろしいでしょうか。	様式集質問No.13の回答を御参照ください。
17	様式集	3		2-2		所在地、住所、電話	所在地には企業の本店等の住所、住所には担当者が所属する事務所等の住所、電話には担当者の電話番号をそれぞれ記載してよろしいでしょうか。加えて、FAXを設置していない場合は、FAXの欄は空欄でよろしいでしょうか。	いずれも御理解のとおりです。
18	様式集	3		2-2		具体的な役割	注釈※1に「1つの業務を複数の企業で分担する場合は、分担する業務内容についても記載」とありますが、複数社で協働して同一業務をおこなう場合は「〇〇業務全般」という記載でよろしいでしょうか。また、現時点で明確に業務区分や役割分担が決まっていない場合も同様に「〇〇業務全般」と記載し、提案書にて明確にさせていただくことでよろしいでしょうか。	御質問にある対応として構いません。

2. 様式集について

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答
			第	1	(1) 項目名		
19	様式集	3		2-2	構成員・協力企業	対話や質問を受け、より良い提案のためには、さらに別の構成員や協力企業の参画が望ましいと応募者が判断した場合、県の承諾を前提に当該構成員や協力企業の追加は可能という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書の質問No.26の回答を御参照ください。
20	様式集	3		2-2	自主事業	自主事業のみを担う企業は様式2-2のみ記載し、様式2-5～様式2-9に準ずる様式は不要との理解でよろしいでしょうか。	様式2-2、様式2-3及び様式2-10を提出してください。
21	様式集	3			様式2-2 構成員・協力企業一覧及び役割分担	1社で複数業務を担当する場合、該当業務すべてに丸印を付せば良いでしょうか。	御理解のとおりです。
22	様式集	3			様式2-2 構成員・協力企業一覧及び役割分担	社名等記載欄には、以下いずれで対応すれば良いでしょうか。 ①登記上の本社住所、社名、代表社名＋代表印 ②秋田県への業者登録者名（代表者から委任を受けて登録している者）＋登録印 ③本事業用に登録した者の名義＋印（様式2-10 添付書類の使用印での登録者）	①により対応してください。なお、本事業の手續に関する権限を支店長等へ委任する場合は、支店長等の名義となります。当該様式に押印は不要です。
23	様式集	3			様式2-2 構成員・協力企業一覧及び役割分担	1業務を複数社（JV含む）で担当する場合の役割分担について、例えば「〇〇業務の管理監督」「〇〇業務全般」等のような区分けで記載すれば良いでしょうか。	御理解のとおりです。
24	様式集	3			様式2-2～様式2-3	本事業への参加表明に記載する会社情報は、入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名でしょうか。それとも本社住所でもよろしいでしょうか。	原則として、本社の情報を記載してください。なお、本事業の手續に関する権限を支店長等へ委任する場合は、支店等の情報を記載してください。その場合においては、代表取締役から支店長等への委任状（様式任意）を提出してください。
25	様式集	5			様式2-3 委任状	受任者欄は、様式2-1と同一で記名捺印すれば良いでしょうか。	御理解のとおりです。
26	様式集	5			様式2-3 委任状	委任者欄の「委任者：」の右側へは何かを記載する必要がありますでしょうか。	記載の必要はありません。同様式の「受任者：」の右側も同様に、記載の必要はありません。
27	様式集	5			様式2-3 委任状	代表企業と委任者の捺印は代表印、業者登録印どちらになりますでしょうか。 また、「使用印鑑（様式は任意）」届を提出した場合は、使用印で捺印をしてもよろしいのでしょうか。	原則として、代表印としてください。なお、本事業の手續に関する権限を支店長等へ委任する場合には、支店長印等を使用してください。 回答公表に合わせて修正を行う様式2-10の「(1)使用印鑑届（様式は任意）」は、手續きに関して権限を有する者に係る印鑑について届け出てください。
28	様式集	5			様式2-3 委任状	所在地、商号又は名称、代表者職氏名、印は秋田県入札参加資格登録の記載と同一とする理解でよろしいでしょうか。 その場合、秋田県入札参加資格登録で委任状を提出している場合は、本件の所在地、商号又は名称、代表者職氏名、印は受任者の記載でよろしいでしょうか。	秋田県の入札参加資格者名簿への登載内容に合致させる必要はありません。本事業の手續に関する権限を支店長等へ委任する場合には、秋田県の入札参加資格者名簿への登載の有無にかかわらず、代表取締役から支店長等への委任状（様式任意）を提出してください。
29	様式集	6			様式2-4 入札参加資格確認申請書	代表企業名は、様式2-1と同一で記名捺印すれば良いでしょうか。	御理解のとおりです。

2. 様式集について

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答
			第	1	(1) 項目名		
30	様式集	6			様式2-4	様式2-5から2-9までの業務以外を担当する企業（経営管理等）については「入札参加資格確認申請書」は提出不要という理解でよろしいでしょうか。	様式2-4は、代表企業が提出する必要があります。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業以外の企業については、様式2-2、様式2-3及び様式2-10を提出してください。
31	様式集	7		2-5	要件①、要件②	様式2-5について、実績を添付しない企業については、要件①及び要件②は空欄のうえ、様式2-5を提出するという理解でよろしいでしょうか。 加えて、他の様式についても同様の理解でよろしいでしょうか。	いずれも御理解のとおりです。
32	様式集	7 ～ 14			様式2-5、2-6、2-7、2-8、2-9 入札参加資格確認申請書	「応募グループ内での役割」は、様式2-2で記載した内容と同一で良いでしょうか。	御理解のとおりです。
33	様式集	7 ～ 14			様式2-5、2-6、2-7、2-8、2-9 入札参加資格確認申請書	添付書類は当該様式の直下へ添付し、加えて様式2-10の添付書類としても提出する必要がありますでしょうか。（実績を証する契約書の写しや納税証明等、同一書類を重複して提出する必要がありますでしょうか。）	添付書類は、様式2-10の添付書類として提出してください。
34	様式集	7 ～ 14			様式2-5、2-6、2-7、2-8、2-9 入札参加資格確認申請書	1社が複数業務を担当する場合、添付書類はそれぞれの当該様式の直下へ添付する必要がありますでしょうか。（納税証明等、同一書類を重複して提出する必要がありますでしょうか。）	1社が複数業務を兼務する場合には、様式2-10の「担当業務」欄に複数の業務を記載した上で、添付書類を添付してください。共通する資料については、1部のみ提出してください。
35	様式集	7 ～ 14			様式2-5～様式2-9	構成員または協力企業として参画予定である設計、建設、工事監理、維持管理、運営以外を担う企業は、（様式2-5～様式2-9）の入札参加資格確認申請書を提出しない理解よろしいでしょうか。	御理解のとおりです。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業以外の企業については、様式2-2、様式2-3及び様式2-10を提出してください。
36	様式集	7 ～ 14			様式2-5～様式2-10	入札説明書で分類されていない業務（例えばSPC管理業務等）を担う企業は、どのように記載すれば良いでしょうか。例えば「その他業務」と記載し参加表明しても問題ございませんでしょうか。	設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業以外の企業については、様式2-5～様式2-9に類する様式の提出は不要です。様式2-2、様式2-3及び様式2-10を提出してください。なお、様式2-10の「担当業務」欄については、様式2-2の「応募グループ内での役割」の記載内容と一致させてください。
37	様式集	7 ～ 14			様式2-5～様式2-10	映像機器等の特殊機器に関連する業務を担える企業は限定的であるため、当該企業については参加表明せずSPCから直接業務を発注することをお認め頂けませんでしょうか。 上記につきお認め頂いた場合、事前に貴県からの承認を得たうえで、当該企業へ業務発注を行うことを前提としております。	第三者への委託の取扱いに関しやむを得ないものとして県が承認するかどうかは、事業契約後の個別事例に係る判断となるため、お答えできません。
38	様式集	9		2-6	添付書類	添付書類に「受注形態が共同受注の場合は、共同企業体協定書」と記載されておりますが、コリンズの写しに相手先名称、出資比率等の記載があるので、提出不要でよろしいでしょうか。	実績要件を満たす工事実績に関して、出資比率や企業名、事業所情報等のJVの構成請負企業データがもれなく登録されている場合は、これを共同企業体協定書の提出に代えて差し支えありません。

2. 様式集について

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答
			第	1	(1) 項目名		
39	様式集	13			様式2-8 入札参加資格確認申請書（維持管理業務を行う企業）	添付書類のうち、「資格証の写し」とはどのようなものを想定されているのでしょうか。要求水準で定められている維持管理業務を行う上で特段の資格は不要との認識ですが、もし該当するものがあるようでしたら具体的に挙げていただけますでしょうか。	当該書類は、事業者が業務を行う上で必要な資格（許可等を含む。）がある場合に添付することを求めているものであり、県としての特段の想定はありません。
40	様式集	13			様式2-8及び添付書類	「※資格を有する場合は、資料の写しを添付すること」と記載されているが、維持管理業務において当グループとして設置する設備・機器を提案する前に、その維持管理に関して必要な資格は特定できないので、記載及び添付書類は不要でよろしいか。	御理解のとおりです。
41	様式集	14		2-9	資格	資格欄には、本事業における運營業務を実施するうえで必要となる実績等の要件を満たしていれば、特に資格を求められている訳ではないので、空白でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
42	様式集	14			様式2-9 入札参加資格確認申請書（運營業務を行う企業）	添付書類のうち、「資格証の写し」とはどのようなものを想定されているのでしょうか。要求水準で定められている運營業務を行う上で特段の資格は不要との認識ですが、もし該当するものがあるようでしたら具体的に挙げていただけますでしょうか。	当該書類は、事業者が業務を行う上で必要な資格（許可等を含む。）がある場合に添付することを求めているものであり、県としての特段の想定はありません。
43	様式集	14			様式2-9及び添付書類	「※資格を有する場合は、資料の写しを添付すること」と記載されているが、維持管理業務において当グループとして設置する設備・機器を提案する前に、その維持管理に関して必要な資格は特定できないので、記載及び添付書類は不要でよろしいか。	御理解のとおりです。なお、様式2-9は運營業務を行う企業に係る様式です。
44	様式集	15		2-10	添付資料全般	様式2-5～2-9の添付書類については、様式2-10と共に企業毎ファイルで提出するという理解でよろしいでしょうか。	様式2-1～様式2-9までを1ファイルにとりまとめるほか、様式2-10を参加企業毎に1ファイル用いてとりまとめてください。また、様式2-5～様式2-9の添付書類を含むすべての添付書類は、様式2-10の後ろに添付してください。
45	様式集	15			様式2-10 入札参加資格確認申請書	添付書類①「平成16年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請提出期限日までの間に完了した実績を証する書類（実績一覧（発注者、業務名、業務内容、履行場所、契約額、契約期間を記載したもの）または契約書及び仕様書の写し）」と添付書類⑩「企業の業務実績を証明する書類（契約書の写し等）」は同一のものではないのでしょうか。区別して提出する必要がある場合、区別するための基準をご教示下さい。	添付書類は、回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。
46	様式集	15		2-10	添付書類	添付書類①と添付書類⑩の違いについてお聞きします。⑩については様式2-6の要件②土木工業業に関して添付する書類との理解でよろしいでしょうか。	添付書類は、回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。

2. 様式集について

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答
			第	1	(1) 項目名		
47	様式集	15			様式2-10①⑨	①平成16年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請提出期限日までの間に完了した実績を証する書類（実績一覧（発注者、業務名、業務内容、履行場所、契約額、契約期間を記載したもの）または契約書及び仕様書の写し）と ⑨企業の業務実績を証明する書類（契約書の写し等）の添付書類は同一書類で問題ないでしょうか。	添付書類は、回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。
48	様式集	15			様式2-10 入札参加資格確認申請書	②使用印鑑（様式は任意）とは、本事業入札の一連の使用印鑑を届け出る書式（使用印鑑届）との理解で宜しいでしょうか。その場合、ここで届け出る印鑑が会社の代表印でない場合は代表印からの委任状が必要となりますか。	いずれも御理解のとおりです。様式2-10中、「使用印鑑」とあるのは、「使用印鑑届」に改めます。なお、質問中、代表印からの委任状とあるのは、代表者からの委任状と読み替えて回答しています。
49	様式集	15			様式2-10 入札参加資格確認申請書	②使用印鑑（様式は任意）とは、本事業入札の一連の使用印鑑を届け出る書式（使用印鑑届）との理解で宜しいでしょうか。その場合、ここで届け出る印鑑は秋田県への業者登録印と異なる印鑑でも良いでしょうか。	御理解のとおりです。様式2-10中、「使用印鑑」とあるのは、「使用印鑑届」に改めます。
50	様式集	15			様式2-10入札参加資格確認申請書（添付書類提出確認表） ②使用印鑑	「使用印鑑」とは使用印鑑届のことで、落札後にSPCと締結する委託契約又は請負契約の締結時に使用する印鑑と一致させる認識でよろしいでしょうか。また、印鑑証明書の提出は不要でしょうか。	前段については、県との入札契約手続き（基本協定書含む。）には届出印を使用してください。SPCと構成員等の契約印は特段指定しません。なお、様式2-10中、「使用印鑑」とあるのは、「使用印鑑届」に改めます。後段については、印鑑登録証明書の提出を求めません。
51	様式集	15			様式2-10 ②	使用印鑑は印鑑登録が必要か。	印鑑登録及び印鑑登録証明書の提出は不要です。
52	様式集	15			様式2-10	支店長印を使用印鑑とすることを想定しております。その場合、貴県の指名願いに既に登録済みでも、社長から支店長への委任状は再度提出する必要があるでしょうか。また、再度提出が必要となる場合は、具体的な必要書類を明示頂けますと幸いです。	秋田県の入札参加資格者名簿への登載の有無にかかわらず、代表取締役から支店長等への委任状（様式任意）を提出してください。
53	様式集	15			様式2-10	いずれの書類にも実印での押印は不要ということでしょうか。	「いずれの書類」の内容が様式2-10であると解釈し回答いたしますが、当該様式には押印は不要です。
54	様式集	15			様式2-10 入札参加資格確認申請書	商業登記簿謄本、県税納税証明書、国税納税証明書は入札参加資格申請書の受付日から3ヶ月以内に発行された書面の提出でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
55	様式集	15			様式2-10入札参加資格確認申請書（添付書類提出確認表） ③商業登記簿謄本 ④県税納税証明書（写） ⑤国税納税証明書（写）	「提出日から〇カ月以内に発行されたもの」等の規定はあるでしょうか。	いずれも入札参加資格確認申請書の提出期限から3ヶ月以内に発行されたものとしてください。

2. 様式集について

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答
			第	1	(1) 項目名		
56	様式集	15			様式2-10 ③④⑤⑥⑧	添付書類の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書（写））、県税納税証明書（写）、国税納税証明書（写）、建設業許可証明書、一級建築士事務所の登録証明書の写しとはコピーで良いものと考えて宜しいでしょうか。	求める添付書類の「原本」又は「写し」の別について修正を行います。回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。様式中、写しを求めているものについては、コピーを提出をしてください。
57	様式集	15		2-10	納税証明書	添付書類④⑤の納税証明書は、最新のもの1期分を添付すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	納税証明書交付申請の際に、証明事項を「県税の徴収金について滞納のないこと」と指定の上、交付された証明書を添付してください。
58	様式集	15			様式2-10④	県税納税証明書（写）は秋田県納税証明書のほか、秋田県以外の都県に本社及び東北支店を有する場合は、その所在地の納税証明書も必要でしょうか。	秋田県以外の都道府県の納税証明書は不要です。秋田県の県税に関する納税証明書を提出してください。
59	様式集	15			様式2-10	④県税納税証明書（写）について、入札参加資格者名簿に届出をしている事業所の所在地が秋田県でない場合、その事業所が所在する県の納税証明書の提出は必要でしょうか。	様式集質問No.58の回答を御参照ください。
60	様式集	15			様式2-10⑧	登録証明書（写）とは東北支店所在地の建築士事務所協会発行のものと考えて宜しいでしょうか。本社所在地分についても必要でしょうか。	設計業務又は工事監理業務においては、代表企業、構成員又は協力企業として実際に業務を行おうとする建築士事務所に係る登録証明書を提出してください。
61	様式集	15			様式2-10 入札参加資格確認申請書	⑨企業の業務実績を証明する書類（契約書の写し等）とは、いわゆる会社案内で良いでしょうか。その場合、含まないといけない事項等があればご教示ください。	添付書類は、回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。
62	様式集	15			様式2-10	⑨企業の業務実績を証明する書類（契約書の写し等）とは、具体的に何を提出すれば良いのでしょうか。	添付書類は、回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。
63	様式集	15		2-10	⑩登録等を証明できる書類の写し	「⑩登録等を証明できる書類の写し」とは、様式2-8で添付が必要とされる「資格証の写し」の事を指すとの理解でよろしいでしょうか。例示をお願いいたします。加えて、⑧を除く）とありますが、⑥も除くとの理解でよろしいでしょうか。	添付書類は、回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。
64	様式集	15			様式2-10 入札参加資格確認申請書	⑩登録等を証明できる書類の写し（営業に関して法律上必要とされる登録または許可の証明書又は通知書（⑧を除く））とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。要求水準上の業務履行においては、設計、建設を除き特段の登録または許可は不要との認識ですが、例えば、自主事業等で必要となる許可や登録を想定されていますでしょうか。	添付書類は、回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。自主事業等についても、許可等が必要と見込まれるものがあれば提出してください。
65	様式集	15			様式2-10⑩	登録等を証明できる書類の写しについて、建設業許可証明書（写）については⑥にて提出する事になっており、当該書類は建設・設計以外の業務に関する証明書と考えて宜しいでしょうか。	添付書類は、回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。

2. 様式集について

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答	
			第	1	(1)			
66	様式集	15				様式2-10 入札参加資格確認申請書	⑩その他とは、具体的にどのような書類を想定されていますか。	具体的な想定はありませんが、既定の添付書類で入札説明書に示す入札参加資格要件の証明に不足が生じる場合に、「その他」として提出してください。既定の添付書類は、回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。
67	様式集	15				様式2-10	会社概要について記載がございませんが、不要ということよろしいでしょうか。	添付書類として提出が必要です。回答公表に合わせて修正を行う様式2-10で御確認ください。
68	様式集	16				様式2-10	本様式に記載されている添付書類は、いずれも各企業の入札参加資格申請書（様式2-5から2-9）の次頁に本様式に記載の順番で綴じこみ、本様式はそれら添付書類の次頁に綴じこむと考えると宜しいでしょうか。	様式集質問No.44の回答を御参照ください。